

上場株式等の所得に関する住民税課税方法選択の申出書
(令和5年度 市民税・県民税申告書 添付書類)

上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る課税方法について、所得税の確定申告とは異なる課税方法を選択する場合は、記入の上、提出してください。

なお、住民税（市民税・県民税）において、全部を特別徴収で済ませること（申告不要）としようとするケースについては、確定申告書第2表の住民税に関する事項の特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要欄に○を記入することで、こちらの申出書の提出が不要となります。

「令和6年度からの住民税における変更点のお知らせ」

令和6年度より、所得税と市民税・県民税の課税方式を一致させることとなり、所得税と市民税・県民税とで異なる課税方式を選択することができなくなります。

この税制改正については、令和6年度の市民税・県民税から適用となりますので、ご注意ください

現住所			
フリガナ		電話番号	
氏名		生年月日	

1 上場株式等の配当等に係る市民税・県民税の課税方法は次のとおり選択します。（該当に○）

- ① 申告不要を選択します。
② 総合課税を選択します。

配当所得（総合課税分）の金額 円 配当割額控除額 円

- ③ 申告分離課税を選択します。

配当所得（分離課税分）の金額 円 配当割額控除額 円

2 上場株式等の譲渡所得等に係る市民税・県民税の課税方法は次のとおり選択します。（該当に○）

- ① 申告不要を選択します。

- ② 申告分離課税を選択します。

株式等譲渡所

上場株式等譲渡所得等の金額 円 得割額控除額 円

添付書類 確定申告書の写し 株式等の取引明細がわかるものの写し

(特定口座年間取引報告書、上場株式配当等の支払通知書等)

○確定申告した上場株式等の所得

		収入金額等 (配当収入・譲渡益)	所得税額 (源泉徴収額)	住民税額 (特別徴収額)
上場株式等の配当 所得等	総合課税分			
	分離課税分			
上場株式等の譲渡所得等（分離）				

選択の対象となる上場株式等の配当所得及び譲渡所得等については、所得税 15.315%と住民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります。

一般株式等で所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません。

また、上場株式等の所得の内容のわかる資料の写しを添付（上記に☑）して提出してください。

※住民税申告書の提出期限は3月15日ですが、上場株式等の所得に関する住民税の課税方法の選択については、納税通知書が送達される前までに住民税申告書（申出書を添付）を提出されたものは有効です。

申告書の提出先 〒270-1396 印西市大森 2364-2 印西市市民部課税課市民税係